

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 の改正について

1. 改正の必要性

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」は、平成 31 年 1 月の前回改定から約 1 年半経過しているため、これまでに個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた問合せ内容や事業者から寄せられた質問等も踏まえ、解釈の明確化等を図ることが望ましい箇所について、記載の追記等を行うもの。

2. 項目案

(1) 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）

＜法令に基づく場合（第 1 号関係）＞

法令に基づく場合の例として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び電気事業法に基づく場合を事例として追加。

(2) 直接書面等による取得（法第 18 条第 2 項関係）

名刺などにより個人情報を取得する場合は、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意志で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、法 18 条第 2 項の義務を課すものではなく、法 18 条第 1 項が適用されることを明確化。

(3) 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第 18 条第 4 項関係）

＜取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（第 4 号関係）＞

一般の慣行として交換して取得した名刺に記載の個人情報を、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールの送付に利用することが、法 18 条第 4 項第 4 号に該当することを明確化。

(4) オプトアウトに関する原則（法第 23 条第 2 項関係）

＜第三者への提供を利用目的とすること＞

個人情報保護委員会へオプトアウトの届け出を行う場合に、届出書に利用目的を記載する上での注意事項、および望ましい記載の事例を追加。

＜第三者に提供される個人データの項目＞

個人情報保護委員会へオプトアウトの届け出を行う場合に、届出書に記載する個人データの項目について注意事項を追加。